

2015年7月3日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 谷本 寿男

インド国 ムンバイ湾横断道路建設事業
(有償資金協力)
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2015年6月26日(金) 14:03～17:46
- ・場所：JICA 本部(111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、岡山委員、清水谷委員、谷本委員、二宮委員、早瀬委員
- ・議題：インド国 ムンバイ湾横断道路建設事業に係るスコーピング案の助言案作成
- ・配布資料：1) 本事業 スコーピング案資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第60回委員会)

- ・日時：2015年7月3日(金) 14:31～17:30
- ・場所：JICA 本部(会議室：1階 111・112 連結会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. 既存の Rapid EIA は PPP(BOT)を想定した調査・報告書となっているため、今回の準備調査では、技術・コスト面のみならず、財務・経済面及び自然社会環境面を含めて、必要な見直しを行うこと。
2. 「イ」国側によるこれまでの本事業の検討の経緯・結果を本調査で明らかにし、その内容を DFR に記述すること。
3. 本事業の実施に関して、交通需要の変化、経済発展の推移、地域ニーズの優先度、環境社会面への影響、地域の環境収容力等を具体的に踏まえ、かつ必要に応じて、地域計画、セクター開発計画も引用しながら本事業の妥当性について DFR に記述し、あわせて環境管理計画の作成を提案すること。
4. ムンバイ市内の道路の維持管理の実態を踏まえて、本事業で整備される道路とそれにつながる道路の適切な整備・維持管理のありかたを DFR に記述すること。
5. 普通車やトラックといった車両区分別の交通量予測調査の結果に基づき、イースタンフリーウェイ及び Thane Creek Bridge おいて想定される本事業による渋滞緩和への効果と関連する効用（Co₂削減など）を可能な限り DFR に記述すること。
6. 道路の地上部分では沿道の小規模を含む多様な開発が進むことによる累積的な環境への負荷の増加が懸念されるため、道路沿道の適切な土地利用計画の策定と管理の実施について、担当する機関へ申し入れを行うこと。

代替案の検討

7. Rapid EIA においてはルート（北ルート）が既に決定されていることから、本調査では、まず「イ」国側によるこのルート選定の経緯を明らかにし、次いで以下の環境社会項目に着目しつつ、ルート（特に、北ルートをベースとしたセウリ地区での干潟通過距離を最短にした案を含む）の橋梁部分と道路部分やインターチェンジなどの付帯施設の構造や構成（組み合わせ）について比較検討を行い、その結果を表の形で DFR に示すこと。
 - 生態系（マングローブ林、鳥類、海洋生物等）
 - 干潟
 - 海岸規則区域（CRZ）
 - 用地取得と住民移転
 - 潮位潮流

スコーピングマトリックス

8. Rapid EIA における以下の項目については C から B-へ評価を見直して影響の再評価を行い、その結果と適切な緩和策を DFR に記述すること。
 - 干潟の生態系
 - マングローブ林

- 用地取得
- 住民移転

環境配慮

9. 本事業で影響を受けうる生態系、特に、フラミンゴやクロトキについては、既存資料を基にしつつも、現地で十分な調査や観察を行い、それらの生息状況や事業による影響を把握し、その内容を DFR に記述すること。
10. 本事業で必要なコントラクターのためのベースキャンプ及び作業ヤードなどに関して、既に用地が特定されているムンバイ側では、その規模・位置・収容人数を明らかにし、あわせて廃棄物及び汚水の処理施設にかかわる環境影響を評価すること。他方、用地が特定されていないナビムンバイ側については、これら用地・施設にかかわる必要な対策を入札図書に含めるよう実施機関に働きかけること。
11. 本事業によって伐採されるマングローブの代償植林については、周辺の生態系を考慮し、適切な場所・方法にて行われるよう配慮する旨を DFR に記述すること。
12. 日本国内の干潟保全に関する知見を確認し、生態系における調査及び評価方法にかかわる本事業への活用可能性を検討し、その結果を DFR に記述すること。
13. 生態系に関しては、CRZ 許認可の特別条件の内容全てについて対応方法を検討し、緩和策を含めてその結果を DFR に記述すること。
14. マングローブ林・干潟がもたらす環境面（炭素吸収等を含む）及び社会面の効用について、可能な範囲で数量化し、ルート通過が想定されている海岸地域の持続的な利用と保全についての提言を DFR に記述すること。

社会配慮

15. 本事業によるセウリ要塞の景観への影響に関し、その影響を受ける対象を特定して、フォトモンタージュ（合成写真手法）を用いた評価を行い、その結果を DFR に記述すること。
16. 用地取得および住民移転に際しては、JICA ガイドラインに基づく用地の再取得価格の算定や移転後の生計回復支援が行われることを確認し、その結果を DFR に記述すること。
17. 供用時の交通事故の緩和策に関して、キャンペーン以外にも採用可能な対策を検討し、その内容を DFR に記述すること。

ステークホルダー協議・情報公開

18. ステークホルダー協議の実施に当たっては、以下の 3 点を確保し、ステークホルダー協議の内容を DFR に記述すること。
 - 現地で通常使用されている言語を含めること
 - 幅広い対象の参加を促進すること
 - 文化財及び生態系に関する利害関係組織（機関）を特定し、参加を促すこと

以上